

## 杉並区居住支援協議会会則の改正について

杉並区居住支援協議会会則の改正について、以下のとおり提案します。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日法律第112号）<u>第81条</u>に基づき、杉並区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>第2条から第18条まで（現行のとおり）</p> <p>【別表&lt;第4条関係&gt;】（現行のとおり）</p> <p><u>附 則（令和7年5月19日本部会決定）</u> 1 この会則は、令和7年10月1日より施行する。</p>	<p>(目的) 第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日法律第112号）<u>第51条</u>に基づき、杉並区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>第2条から第18条まで（略）</p> <p>【別表&lt;第4条関係&gt;】（略）</p>